

# 平成22年度予算編成方針(ポイント)

平成21年10月  
総務部財政課

## 1 基本的な考え方

- (1) 新しい活力溢れる山形県づくりの推進  
「県政運営の基本的考え方」に沿った施策を重点的に実施する。
- (2) 財政健全化に向けた歩みの前進  
財政の中期展望に掲げた目標を達成する。
- (3) 国の予算への適切な対応  
国の予算編成や制度改正等の動きを的確に把握し、本県予算に反映する。

## 2 予算要求の仕方

- (1) 各部局は、「県政運営の基本的考え方」に沿った事業を中心に要求する。そのうち特に重点となるテーマについては、現計を上回る要求を可能とし、より広範な施策立案を可能とする。
- (2) 職員の自由な発想を促進するため、基本的に、マイナスシーリングを行わない。一方で、限りある財源を有効に活用するため、事業の見直し・改善や経費の節減を図る。
- (3) 部局長及び総合支庁長から申告された事業の優先順位を参考にしながら、部局間の総合調整を進め、施策の適合評価を促進する。
- (4) 予算要求概要を公表することにより編成過程の透明性を確保する。

## 3 重点テーマの設定

「県政運営の基本的考え方」に掲げた柱立てに基づき、活力溢れる山形づくりに向けて、特に力を注いでいくべき分野について、予算を集中して配分するため、重点となるテーマを設定するもの。

重 点 テ ー マ	乗 率
いのちと暮らしを支える医療・福祉・子育て支援等の充実のうち	
少子化対策の推進	1.20
暮らしを支え地域活力を生み出す地域産業の振興・活性化のうち	
本県の強みを活かした産業基盤づくりと地域産業の競争力の強化	1.20
観光・交流産業の創出・振興	1.20
農林水産業の再生	1.30
未来の礎となる教育・人づくりの充実	1.20
良好で機能的な県土環境の保全・創造・活用のうち	
低炭素社会を見据えた先進的な社会システムづくりの推進	1.10
次代を担う人材の育成	1.05

### ポイント

- ①メリハリの効いた予算編成
- ②マイナスシーリングの撤廃
- ③部局長及び総合支庁長のマネジメントによる重点化

# 平成22年度予算編成方針(考え方:イメージ図)

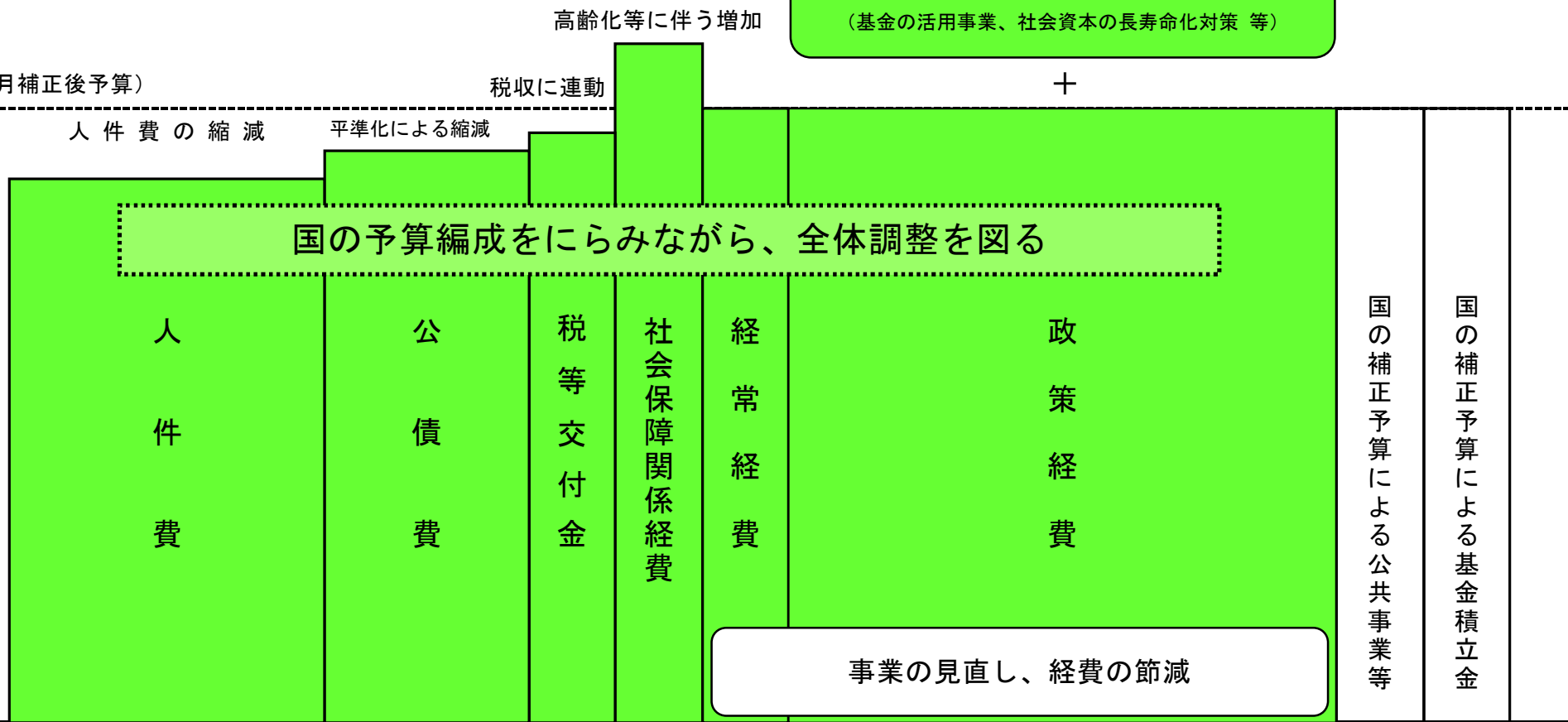
平成21年10月  
総務部財政課

「県政運営の基本的考え方」  
の施策の方向に沿った事業

「景気・雇用対策」

(基金の活用事業、社会資本の長寿命化対策等)

(平成21年度9月補正後予算)



平成21年度  
9月補正後  
予算額  
6,426億円

1,693	949	323	494	237	2,083	387	260
-------	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----

政策経費の予算要求イメージ

※一般財源ベース

県政運営の基本的考え方に沿った事業

景気・雇用対策

社会資本長寿命化対策

県有施設の耐震改修

各種基金事業

(所要額を要求)

1 いのちと暮らしを支える医療・福祉・子育て支援等の充実のうち

少子化対策の推進 × 1.20

2 暮らしを支え地域活力を生み出す地域産業の振興・活性化のうち

本県の強みを活かした産業基盤づくりと地域産業の競争力の強化 × 1.20

観光・交流産業の創出・振興 × 1.20

3 農林水産業の再生

× 1.30

4 未来の礎となる教育・人づくりの充実

× 1.20

5 良好で機能的な県土環境の保全・創造・活用のうち

低炭素社会を見据えた先進的な社会システムづくりの推進 × 1.10

次代を担う人材の育成

× 1.05

※上記重点テーマ以外は現計予算 × 1.0

のそ  
事の  
業他

現計予算 × 1.0 (人件費等については、所要額)

【部局の例】

現 計	要 求	全体調整後
観光	観光 (× 1.20)	観光
農林水産業	農林水産業 (× 1.30) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">査 定</span>	農林水産業
人材育成	人材育成 (× 1.05)	人材育成
その他	その他 (× 1.0)	その他

各 部 (局) 長  
殿  
各 総 合 支 庁 長

総 務 部 長

平成22年度予算の編成について（依命通知）

県内経済は、昨年秋のアメリカの金融危機に端を発した、世界的な景気後退の影響から抜け出せず、生産の動向は一進一退の動きにあり、消費は全体として低調に推移している。また、雇用情勢も依然として極めて低い水準にあり、景気が自律的な回復に向かうかどうかは、予断を許さない状況にある。

このような社会経済情勢の下で、今年度の県税収入については、企業収益の悪化等による多額の減収がさらに見込まれるところであり、依然として削減されたままの地方交付税等とも相俟って平成22年度においても厳しい財政運営が強いられ、財源確保のための対策を講じない場合には平成22年度に基金が枯渇し、財政赤字の発生が危惧される危機的な状況を脱出していない。

こうした中で、新たな総合計画の施策の方向性を見据えながら、暮らしに直結する景気・雇用対策に引き続き取り組むことはもちろん、医療や福祉など県民のいのちと暮らしを支える基盤をより強固なものとするとともに、山形の総合力を発揮し、経済をはじめ地域の活力を高めつつ、将来への発展の芽を生み出すことに努めていく必要がある。併せて、現在作成中の新たな行財政改革の指針に則り、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営の確保を図らなければならない。具体的には、中期展望に掲げる財源不足への対応を確実に実行するとともに、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少を実現することにより、自由度の高い歳出構造への転換を図っていく必要がある。

また、この度の政権交代により、国の施策や予算についても大きな変革が予想されるが、その内容や本県を含む地方自治体への影響は計り切れないところであり、今後、十分注視しながら予算編成に当たらなければならない。

については、こうした諸情勢を十分認識のうえ、下記事項に留意し、平成22年度の予算要求に当たるよう命により通知する。

記

## 第1 基本的な考え方

### 1 持続可能な財政運営の確保

財政の中期展望に示した財源不足への対応を着実に進め財政の健全化を図るため、次に掲げる項目について実施するものであること。

#### (1) 歳入確保

- ① 県税収入の確保
- ② 遊休財産の処分・有効活用
- ③ 基金・特別会計資金の有効活用
- ④ 財源対策のための県債発行
- ⑤ 使用料・手数料等の見直し
- ⑥ 広告収入の確保
- ⑦ 外部資金の活用
- ⑧ 未収金の収入促進

#### (2) 歳出の見直し

各部局長及び総合支庁長においては、主体的に事業の優先順位を判断し、事務事業の見直し・改善を徹底して行うとともに、経費の節減に努めること。

##### ① 事務事業の見直し・改善

事務事業の見直し・改善にあたっては、次の4つの視点から検討を行い、最少の経費で最大の効果をあげることが基本とすること。また、民間需要や雇用の創出効果を考慮し、限られた財源が効率的かつ効果的に配分されるよう、事業手法を十分に検討すること。

##### 【事務事業見直し・改善の視点】

ア 必要性の視点（真に必要な行政サービスであるか）

イ 役割分担の視点（県が担わなければならないものか、県だけが担うべきものか）

ウ 成果検証の視点（事業目的が具体的に示され成果が上がっているか）

エ 事業の進め方の視点（事業のターゲットの設定や事業手段は適切か、部局間での重複はないか）

なお、具体的な手続き等については、別途通知するところにより行うものとする。

併せて、「組織改革の推進について」（平成21年10月19日付け人第360号副知事依命通知）を十分に踏まえ、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体のものとして検討すること。

- ② 職員数の削減、給与制度改革の着実な推進、諸手当等の更なる見直しによる人件費の縮減の方針を的確に予算に反映すること。
- ③ 公債費の平準化の観点から、施設の耐用年数に見合った適切な償還年限を設定すること。

## 第2 歳出に関する事項

### 1 予算要求

各部局及び総合支庁においては、以下に定める、経費区分ごとの取扱いに基づき要求するものとする。

#### (1) 経常経費

電気・水道料金や燃料費などをはじめとした物価の変動を反映させるため、平成21年度9月現計予算（以下、「現計予算」という。）に、経費の種類ごとに別途通知する増減率を乗じた金額の範囲内で要求することができるものとする。

#### (2) 政策経費

##### ①重点テーマ推進経費

「平成22年度県政運営の基本的考え方」の施策の方向に沿った事業のうち、別記重点テーマに該当する事業については、現計予算(一般財源ベース)を上回る要求ができるものとし、重点テーマごとの現計予算(一般財源ベース)に所定の乗率を乗じた金額の範囲内で要求することができるものとする。

##### ②景気・雇用対策経費

引き続き、景気・雇用対策を強力に推進していくこととし、国の補正予算に伴い創設・拡充した基金の活用事業、社会資本の長寿命化対策、県有施設の耐震改修については、所要額の要求ができるものとする。

##### ③人件費、公債費、税等交付金及び社会保障関係経費

所要額の要求ができるものとする。

##### ④上記以外の経費

現計予算(一般財源ベース)の範囲内で要求ができるものとする。ただし、経費の性質上、現計予算の範囲内での要求が困難な経費については、別途通知するところにより所要額での要求ができるものとする。

### 2 事業の優先順位

各部局長及び総合支庁長は、施策の重点化を図るため、政策経費（1の(2)の①及び④の経費に限る。）の要求に当たっては、別途通知するところにより優先順位を設定すること。

### 3 予算の全体調整

財政の中期展望に掲げた目標を達成するため、予算の査定において、上記の優先順位を参考にしながら、事務事業をゼロベースで見直すことを基本に削減を行う。

### 4 平成21年度節減額の還元

コスト意識及び改善意識の徹底により経費節減が実現された場合、昨年度に引き続き、その成果を還元するしくみを実施する。詳細については別途通知するが、還元の対象は平成21年度において各部局及び総合支庁が主体的に節減に取り組むことにより平成22年度以降も節減効果が継続する経費とし、節減額の全額を活用できるものとする。

## 5 その他の留意事項

- (1) 広域的で総合力のある地域づくりを推進するため、既に合併した市町に対する支援を引き続き行っていくものであること。
- (2) 現在策定中の新たな総合計画を着実に推進していくため、別途通知するところにより、同計画の「短期アクションプラン」(仮称)に対する、各事務事業の目的妥当性や優先度を判定する政策適合評価を実施するものであること。
- (3) 試験研究関連経費については、その要求について文化環境部による外部評価を踏まえた予算調整を実施するので、留意すること。
- (4) 地域の実情に沿った現場重視の事業展開を引き続き推進するため、総合支庁地域予算を措置すること。
- (5) 庁舎や事務所等の建物の整備については、県が事業主体のものについては、新築は原則として行わないこととし、改築については、必要性が十分に検証されたものに限定すること。また、県以外が事業主体のものについては、県の負担が任意のものは原則として支援しないものであること。
- (6) 県が出資を行っている公社等については、平成18年1月の「やまがた集中改革プラン」で示された将来的な方向性に従った取り組みを進めるとともに、公社の経営については、自立的な経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行うこと。
- (7) 県単独補助・負担金については、必要性・効果等を評価し、全体として縮減を図ること。特に嵩上げについては、既に着工、実施しているものを除き、原則として廃止すること。
- (8) 国庫補助(負担)制度に基づく義務的な県補助(負担)金のうち、県の負担割合が任意のものについては、最小限のものとなるよう見直すこと。
- (9) 諸会負担金については、費用対効果を充分見極め、負担の必要性を再検討すること。

## 第3 歳入に関する事項

### 1 適正額の見積もり

- (1) 県税及び地方消費税清算金については、経済情勢の推移、国の税制改正の動向等を見極め、年間収入額を適正に見積もること。
- (2) 地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金につ

いては、地方財政計画、国税及び地方税等の動向に留意して見積もること。

## 2 受益者負担の適正化

- (1) 分担金及び負担金については、事業の性質及び受益の限度を総合的に勘案するとともに、類似の分担金、負担金と比較検討のうえ、適正額を見積もること。
- (2) 使用料及び手数料については、別途通知したところにより、単価改定を行うこと。特に、現行単価が3年以上経過したものについては、原則として改定すること。改定に当たっては、経費の節減合理化とともに、利用者サービスの向上につながるよう配慮すること。また、受益者負担の導入について、改めて検討を行い、適正な負担を求めていくこと。

## 3 国庫支出金の活用

国庫支出金制度があるものについては、その活用を前提とすること。また、国の関係省庁における概算要求の状況、予算編成の動向等を見極め、的確に把握して見積もること。

なお、超過負担を伴うものについては、単価差、数量差等の実態を把握し、引き続き解消に向け強い働きかけを行うこと。

## 4 新たな自主財源の確保

企業広告掲載やネーミングライツの拡大など、自主財源の確保をあらゆる方向から検討すること。

## 第4 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計の予算編成に当たっては、一般会計の編成方針に準じることとする。

貸付事業を行う会計にあっては、適正な貸付枠を設定するとともに、過去の貸付金の償還金との差額については、一般会計に繰り入れること。

## 第5 予算編成の透明性の確保

予算編成過程の透明性を確保するため、別途通知するところにより、各部局及び総合支庁における予算要求概要の公表を実施するものであること。

## 第6 国の予算編成への対応

- (1) 国の施策や予算の動向を適時適切に情報収集すること。
- (2) 今後、国の動向によって大きな変更を余儀なくされる場合には、この通知による取扱いを変更する可能性があること。

## 別記

### 重点テーマ及び乗率

重 点 テ ー マ	乗 率
いのちと暮らしを支える医療・福祉・子育て支援等の充実のうち 少子化対策の推進	<b>1.20</b>
暮らしを支え地域活力を生み出す地域産業の振興・活性化のうち 本県の強みを活かした産業基盤づくりと地域産業の競争力の強化	<b>1.20</b>
観光・交流産業の創出・振興	<b>1.20</b>
農林水産業の再生	<b>1.30</b>
未来の礎となる教育・人づくりの充実	<b>1.20</b>
良好で機能的な県土環境の保全・創造・活用のうち 低炭素社会を見据えた先進的な社会システムづくりの推進	<b>1.10</b>
次代を担う人材の育成	<b>1.05</b>